

令和7年第11回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	令和7年7月8日（火） 午後2時00分から午後2時30分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長	立岡 秀寿
	教育長職務代理者	野口 喜代美
	委員	松山 顕子
	委員	池田 吉希
	委員	青木 秀樹
事務局出席者	教育部長	松本 忠
	理事（社会教育・スポーツ担当）	福井 厚司
	理事（国スポ・障スポ推進担当）	樋口 泰司
	次長（再編担当）	松下 泰也
	次長（総務・管理担当）	前田 正
	次長（学校教育担当）	小島 靖弘
	教育総務課長	井上 大樹
	学校教育課長	松岡 和子
	社会教育スポーツ課長	林 英明
書記	学校教育課長補佐	朝比奈 俊孝
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 協議事項

(1) 議案第52号 甲賀市教育支援委員会への諮問について

(2) 議案第53号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第12号 甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について)

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和7年第11回甲賀市教育委員会臨時会を開会いたします。

さて、7月31日は、平成19年、高知県四万十川での甲賀市教育委員会主催の野外体験講座におきまして、市内小学生2人の大切な命を奪う事故を起こした日でございます。市ではこの日を二度とこのような事故を起こさない日とするとともに、事故を教訓として、安心安全な青少年活動に取り組むため、条例で「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めております。本日は改めて、事故でお亡くなりになりました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのご冥福を心からお祈りするとともに今後益々の安全な事業推進を図ることをお誓いし黙祷を捧げます。

皆様ご起立をいただきますようお願いいたします。

（一同 黙祷）

お直りください。ありがとうございました。市では、この条例におきまして、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民の皆様、市のあらゆる機関が青少年活動実施団体と連携、協力して、事業に取り組むこととしております。

引き続きまして、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長

改めまして皆さんこんにちは。私も開会の前に一言、お詫びを申し上げます。

四万十川の事故から18年が経過しました。ご遺族にとりましては、何年経過しようと、その喪失感でありますとか、深い悲しみというのは、決して癒えるものではないとお察しをしているところです。

ただただ、お詫びを申しあげるしかないと思っております。そして先ほどもありましたが、二度とこのような過ちを侵すことのないように、安心安全な活動を推進するということを改めてお誓い申し上げますとともに、ご冥福をお祈りするところでございます。

それでは、開会にあたってのごあいさつを申し上げます。
本当に厳しい暑さが本来ですと「始まりました」なのですが、厳しい暑さが連日続いております。そうした中、先日、種子島宇宙センターからH2Aという日本のロケットの50号機ですか、無事に、発射に成功して、そこに搭載されていました観測衛星「いぶき」が無事に軌道に乗りました。これは温室ガスの状況であるとか、水環境、海面の温度や、降水量であるとかを正確に、観測できる衛星だということです。より確かな予報へ繋がると、それによって少しでも安全で、あるいは快適に過ごせる対策が考えられていくことを期待したいと思っております。

ひとつ、物を持ってきたので、見ていただきます。

こんな大事そうに入っているんですけども、これは一本のペンです。ご覧になったことがありますか。実は、非常に特別なボールペンで、見かけは普通のボールペンですけど、NASA、米国の航空宇宙局の厳しい試験、検査を通過して、すべての宇宙飛行士が使っているペンなんです。あまり商品名は言えませんが、H2Aのロケットも含めて、コスモスペンとでも呼びましょうか。これ何がスペシャルかというと、普通のボールペンは、重力によってインクが下に落ちていくので、逆さまにすると書けないというところがあります。このペンは窒素ガス

が入ってあって、いつも押されているので、インクが下にいくことはないんです。だから、逆さにしてもすぐ書けるし、無重力になっても書けるし、水中でも書けるし、温度が（摂氏）－34度から121度の間であれば書けるそんなペンです。

また、中に入っているインクも非常に特殊なインクが使われていて、乾燥もしないので、書いたものが100年以上持つ、水の中で書いた書類が100年以上持つ、さらに、写真とか、艶やかなコーティングがしてあるものの上からも書け、油性の面にも書けます。そんなペンで、非常に特徴のあるペン、子どもたちにとっても、「子どもの可能性無限大」にぴったりの私はペンだなあと、いつも思っています。大事なときの贈り物とかには使ったらどうですかという、宣伝も込めてなんですけど、こんなペンを紹介しておきます。種類はいっぱいあります。

さて、今日のお話はここから本題なんですが、ペンについてですけども、一般的に日本では、試験をするときには、鉛筆を使います。鉛筆はマークシート形式にも適していますし、漢字の止め払いとか、そういった部分も筆圧を変えて表現することができるからです。鉛筆の使用は世界共通かなと思っていましたが、さにあらずいうことで、イギリスでは、試験にはペンを使うということです。数学の作図であるとか、美術のデッサンとか以外はペンで書いて、例えば、歴史の課題があっても、レポート用紙何ページあるようなものについても、子どもでも、短時間で多くの分量をペンで書いていくそうです。イギリスの小学校では、低学年までは鉛筆を使います。練習して、整った筆記体を書けるようになると、そのときに、初めてペンの使用許可証が先生から授与されるそうです。それは、いつも全校児童生徒の前でもらい、そしてその後、誇らしさというのは、一生忘れられないものだそうです。

中学校に入るときに、初めて自分の筆箱とか、筆記用具を持つそうで、お祝いとして万年筆のプレゼントがされるそうです。この万年筆のプレゼントは自分のペンを持つということで、大人への一步を踏み

出した証としての特別な存在であって、書いたその言葉を容易に修正できない、いわば書いた事に責任を持つ文化に由来しているということだそうです。試験では、もちろん間違えますので、訂正には線を引きます。修正液は使用禁止です。二重線を引いて一旦書くと、いつまでも残って、間違いはなかったことにするのではなくて、どのように間違えたかがわかるように二重線を引くという習慣により、その誠実さであるとか、透明性が担保されるということです。

一度書いたものを消せない前提でペンを執る、子どもにとって、自分の言葉に責任を持つ意識づけ、訓練となって、教師にとっても、子どもの思考が見えて、間違った理由を教師が把握できて、正しさ以上にどういう過程でたどり着いたのか、結果ではなくて、過程に重きを置く教育に繋がっているということです。

昨今の日本のSNSのやりとりの状況、とりわけ日常的な誹謗中傷などを見るにつけて、一字一字「書く」という活動の意義の再認識、そして、自分の言葉に責任を持つという、社会人としてのマナー、人としての人権感覚のさらなる再生の必要性を痛感するところです。

それでは、本日の第11回の臨時会は、協議事項2件、引き続き行います委員協議会では、協議事項1件、報告事項4件を予定しております。委員の皆様にはご忌憚のない意見をお願いして、臨時会開会にあたっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件、1. 協議事項（1）議案第52号甲賀市教育支援委員会への諮問については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とすべきと考えますが、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

１．協議事項（２）議案第５３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１２号甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について）、資料２に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第５３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１２号甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について）その提案理由を申し上げます。

先の令和７年６月定例教育委員会において、甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について１２名の委員の決定をいただきましたが、公募委員については令和７年５月２０日から６月１７日で募集し、その後審査、選考により、６月末に決定したことから、７月１日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定に基づき臨時代理による委嘱をし、これを報告し承認を求めるものです。

今回の委嘱委員につきましては、別紙記載の１名であり、この方は、長年写真活動を続けてこられ、実演芸術家の視点から文化芸術のまちづくりについて提言いただくこともでき、委員として適任であると判断したものです。

委員の任期は、先の定例会で決定いただきました委員と同じ、令和９年６月３０日までの２年間です。

以上、議案第５３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１２号甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第５３号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第５３号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

それでは、先ほどご決定いただきました非公開の議案の審議に移り

たいと思います。

それでは、議案第５２号甲賀市教育支援委員会への諮問について、
資料１に基づき説明をお願いします。

《以下、非公開》

協議事項（１）議案第５２号 甲賀市教育支援委員会への諮問について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和７年第１１回甲賀市教育委員会
臨時会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後２時３０分〕